

第10代復興大臣 田中和徳 自民党・国政報告350号

衆議院議員田中和徳事務所
TEL:03-3508-7294
FAX:03-3508-3504
<http://www.tanaka-kazunori.com>
E-mail:k-tanaka@kamome.or.jp



現在、我が自民党における政治資金規正法違反に関する疑惑によって、政治への信頼を大きく損なってしまったことを心よりお詫び申し上げます。政治資金の透明化、物価高騰対策や少子化対策の強化などに向けて、衆議院議員田中和徳は、本年も全力で国政に精励してまいります。

プラスチックごみの削減に向けて

現在、途上国を含めた世界各国でプラごみの削減と輸入規制が進められ、日本も令和4年にプラスチック資源循環法が施行され、対策を進めている。元環境副大臣、自民党元環境部会長、産業・資源循環議員連盟会長の田中和徳も、衆議院議員としてプラ資源循環法の成立に深く関わった。

プラスチックの海洋流入がもたらす危険性

現在、毎年800万トン以上のプラスチックが海洋に流入している。

その結果、プラスチックの微細な破片が、世界の海中に浮遊している。

窒息死：多くのプラスチック類は、生物や微生物が分解・消化できず、魚やプランクトンが誤食して餓死や窒息死する原因となる。

汚染：プラスチックは海中の汚染物質を吸着・集積する性質がある。こうした汚染物質は食物連鎖を経て濃縮されていき、魚介類を食べる人体にも健康被害を与える危険性がある。

《 プラスチック資源循環促進法の概要 》

法の目的： プラごみの削減、プラ資源の循環体制の強化・充実

主な内容： 政府がプラ資源の循環に関する基本方針を策定

① 設計・製造 ② 販売・提供 ③ 廃棄・回収

この3段階において、様々な取組みを推進

設計・製造段階の取組み：環境配慮設計の推進

- 環境負荷が小さく、自然に優しいプラ製品の開発を支援するため、軽量化をはじめとする環境配慮設計の指針を、政府が策定する。
- 特に優れた設計の製品については国が認定し、率先して調達する。

販売・提供段階の取組み：使い捨てプラ製品の抑制

- 使い捨てプラ製品の抑制のため、事業者に対する判断基準を策定し、違反した事業者に対しては、勧告や公表、命令などが行なわれる。
- コンビニ弁当のフォークやスプーン、クリーニング店の衣類カバーなど、使い捨てプラ製品の有料化や代替素材への転換などを促進する。

廃棄・回収段階の取組み：リサイクル体制の強化

- 自治体と事業者の連携を強化し、プラ資源の再商品化を支援する。
- プラ製品の製造・販売事業者による自主回収の取組みを支援する。
- プラスチックごみの廃棄抑制、循環利用に向けた基準を策定する。
悪質な事業者には、指導や勧告、公表、命令などが行なわれる。
プラごみの排出事業者による再資源化に向けた取組みを支援する。